

●香川県告示第105号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を平成21年3月1日次のとおり指定した。

平成21年3月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

障害の種類	診療科目	医師の氏名	所属病院又は 診療所の名称	所在地
視覚	眼科	福田 恒輝	香川大学医学部附属病院	木田郡三木町池戸1750-1
視覚	眼科	溝手 雅宣	香川大学医学部附属病院	木田郡三木町池戸1750-1
肢体不自由	内分泌代謝 ・血液・免疫 ・呼吸器 内科	亀田 智広	香川大学医学部附属病院	木田郡三木町池戸1750-1
肢体不自由	整形外科	森川健一郎	香川大学医学部附属病院	木田郡三木町池戸1750-1
じん臓	内科	森本 尚孝	三豊総合病院	観音寺市豊浜町姫浜708
音声・言語、 そしゃく	形成外科	佐野 法久	香川大学医学部附属病院	木田郡三木町池戸1750-1
音声・言語、 肢体不自由	形成外科	宮村 卓	香川大学医学部附属病院	木田郡三木町池戸1750-1